

令和元年10月8日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案
(令和元年10月8日 諮問第23号)

[技適未取得機器を用いた実験等の特例制度について]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(梶田課長補佐、大出係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(山内課長補佐、近森主査)

電話：03-5253-5909

電波法施行規則等の一部を改正する省令案の概要 (技適未取得機器を用いた実験等の特例制度関係)

1 趣旨

我が国の経済活性化や国際競争力強化を図るためには、国内外から新たな技術やアイデア等を取り入れ、革新的な新製品やサービスを開発することが重要である。我が国において、こうした開発を迅速かつ容易に行うことができるようにし、もって我が国のイノベーションを促進するため、令和元年5月に公布された電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第6号。以下「改正法」という。）において、次の制度整備がなされた。

(1) 適合表示無線設備ではない小電力無線設備の実験等利用に関する特例の整備【改正後の電波法第4条の2、第99条の11、第111条、第113条及び第116条】

総務大臣が指定する、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合している Wi-Fi 等の無線設備を用いて実験等無線局（総務省令で定める一定の要件に該当するもの）を開設しようとする者は、総務大臣への届出ができることとし、当該届出があったときは、届出の日から最長 180 日間に限り、当該無線設備を適合表示無線設備とみなして改正後の電波法第4条第3号（改正前の電波法第4条第1項第3号、小電力の免許不要局の規定）の規定を適用することにより、当該届出をした者は、当該実験等無線局について免許を受けずに開設できることとする特例。（以下、「特例（Wi-Fi 等）」という。）

(2) 適合表示無線設備ではない基地局制御型移動体端末の実験等利用に関する特例の整備【改正後の電波法第103条の6】

第一号包括免許人が、総務大臣の許可を受けて、相当技術基準に適合している LTE 等の無線設備を使用する実験等無線局（その包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくするなど一定の要件に該当するもの）を運用することができることとし、当該実験等無線局は、当該第一号包括免許人がその包括免許に基づき開設した特定無線局とみなして電波法の関係規定を適用することとする特例。（以下、「特例（LTE 等）」という。）

特例に係る改正規定（改正法附則第1条第2号に掲げる規定（電波法第103条の2第14項及び第15項の改正規定を除く。）をいう。以下同じ。）は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとされたことから、これらの規定の施行のため、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）等の改正等所要の制度整備を行う。

2 諮問事項関係の省令改正等の全体像

	特例 (Wi-Fi 等)	特例 (LTE 等)
電波法の主な条項	法第 4 条の 2 第 2 項～第 7 項	法第 103 条の 6
有効期間	電波法施行規則第 6 条の 3 第 2 項【諮問事項】	(Wi-Fi 等と同様の期間を許可時に定める)
周波数・出力の条件	電波法施行規則第 6 条の 2 の 4【諮問事項】	(第一号包括免許人の包括免許の範囲)
運用時の管理措置	※細目は新規制定告示に委任	(Wi-Fi 等と同様の条件を許可時に定める)
廃止後の管理措置	電波法施行規則第 42 条の 3【諮問事項】	(Wi-Fi 等と同様の条件を許可時に定める)
対象規格 (電波法第 3 章に相当する技術基準)	新規制定告示	(既存の国際ローミング等と同じ範囲)
総務大臣への届出方法及び項目	無線局免許手続規則第 31 条	(Wi-Fi 等と同様の項目を許可時に定める)
相当技術基準適合の確認方法	※細目は新規制定告示に委任	無線局免許手続規則第 30 条の 2、別表第 11 号
総務大臣の許可の申請 (特例 (LTE 等))		※確認方法は既存告示に委任
その他	持込制度の対象から「実験試験局」を除外： 電波法施行規則第 6 条の 2 の 3【諮問事項】	目的外使用禁止の適用除外： 電波法施行規則第 37 条【諮問事項】

※条項の番号は、改正法及び今回の省令・告示の制定・改正案の適用後のもの。

※特例 (LTE 等) において「許可時に定める」としているものは、許可時に法第 104 条の 2 に基づく許可条件を付すことを想定。

3 諮問事項概要

① 特例（Wi-Fi 等）の有効期間

- 電波法施行規則第 6 条の 3 第 2 項（省令）（新設）【諮問事項】

特例（Wi-Fi 等）の有効期間として、法律上の上限である 180 日を定める。

② 特例（Wi-Fi 等）の対象となる無線局の範囲・運用条件の指定

- 電波法施行規則第 6 条の 2 の 4（省令）（新設）【諮問事項】
- （参考）電波法施行規則第 6 条の 2 の 4 に規定する総務大臣が別に告示する条件（告示）（新規制定）

特例（Wi-Fi 等）の対象となる無線局について、電波の出力や周波数帯を規定するとともに、無線設備が実験目的である旨の表示や実験参加者への案内等の運用条件を定める。

- 電波法施行規則第 6 条の 2 の 3（省令）（改正）【諮問事項】

特例（Wi-Fi 等）の対象となる無線局について、持込制度（改正後の電波法第 4 条の 2 第 1 項）の対象と重複しないよう、持込制度の対象から「実験試験局」を除外する。

③ 特例（Wi-Fi 等）の電波発射防止措置（廃止後の管理措置）

- 電波法施行規則第 42 条の 3（省令）（改正）【諮問事項】

特例（Wi-Fi 等）により開設した無線局を廃止した際の電波発射防止措置として、無線設備の回収及び管理を定める。

④ 特例（LTE 等）の通信に係る目的外使用禁止の適用除外

- 電波法施行規則第 37 条（省令）（改正）【諮問事項】

特例（LTE 等）において、第一号包括免許人はその包括免許の下実験等無線局を運用することとなるが、当該包括免許が電気通信業務等を目的としている場合は、実験等に専用することとされている実験等無線局の運用は、形式的には法第 52 条の目的外使用の禁止に抵触することとなる。そのため、特例（LTE 等）について目的外使用の禁止の適用除外とする。

4 (参考) 諮問事項以外の関係する改正等の概要

① 特例 (Wi-Fi 等) の対象となる技術基準の指定

- 電波法第4条の2第7項の規定に基づく同条第2項の同法第3章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準 (告示) (新規制定)

特例 (Wi-Fi 等) の対象となる技術基準として、Wi-Fi や Bluetooth、LPWA 等の規格を指定する。

② 特例 (Wi-Fi 等) の届出方法及び項目について規定

- 無線局免許手続規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号) 第 31 条 (省令) (新設)
- 無線局免許手続規則第 31 条第 2 項第 4 号の規定に基づく無線設備が法第 4 条の 2 第 2 項の法第 3 章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合する事実の確認方法 (告示) (新規制定)

特例 (Wi-Fi 等) における開設、変更及び廃止の届出方法・届出項目並びに届出の際の相当技術基準に適合していることの確認方法等を定める。

③ 特例 (LTE 等) の手続等

- 無線局免許手続規則第 30 条の 2、別表第 11 号 (省令) (改正)

特例 (LTE 等) の許可手続について定める。

- 平成 15 年総務省告示第 344 号 (外国の無線局等の無線設備が電波法第 3 章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件) (告示) (改正)

特例 (LTE 等) における相当技術基準に適合していることの確認方法等を定める。

4 施行期日

特例に係る改正規定の施行の日から施行 (11月中下旬～年内を予定)。

制度整備中資料

技適未取得機器を用いた実験等の特例制度について

2019年10月 総務省

制度の現状

- 電波を発射する機器を使用するためには、他の無線機器に混信などの悪影響が生じないよう、原則、電波法に定める技術基準に適合することを事前に確認することとしている。
 - 原則は、総務大臣が検査の上、免許を行う。 技適マーク → 
 - Wi-FiやBluetoothなど、特定の周波数を用いる小電力の無線機器については、メーカー等が技術基準適合証明等（技適）を取得し、**技適マーク**を表示することで、利用者は特段の手続きが不要となる（免許不要局）。
 - LTEや4Gなど、携帯電話事業者が総務大臣の免許の下運用する端末については、メーカー等が技適を取得し、技適マークを表示することで、携帯電話事業者が個別の検査なく運用することができ、利用者自身の手続きは不要となる。
 - ただし、訪日観光客などが持ち込むスマホ等については、電波法相当の技術基準への適合を条件に、技適未取得でも一定期間の使用が可能。
- 使用可能な周波数などは国によって異なるため、メーカー等は、無線機器の販売を予定する国ごとに、その国で定められた認証を取得する必要がある。 FCCマーク（米国） →  CEマーク（欧州） → 

現行制度の課題

- 日本未発売のスマホやARグラスなど、Wi-Fi・LTE等の技適未取得機器を用いた、実験・試験・調査のニーズが高まっている。
 - 現行制度では、利用者が自ら技適を取得するか、実験試験局・特定実験試験局などの免許を取得する必要があるが、これらの取得には一定の期間・費用を要するため、特に短期間の実験等については断念するケースも生じている。
 - 例えば、米国製のMR機器（現実世界とバーチャル空間を組み合わせる機器）をロボットに装着し自走させる実証について、製造元が技適を取得するのを待ち実証を開始するまで1年を要したケースや、Androidのプレビュー版をテストできるリファレンス機が技適未取得であり、日本で使用できなかったケースなどが報告されている。

特例制度の概要

- 電波法に定める技術基準に相当する技術基準（国際的な標準規格など）を満たす等の一定の条件の下、技術基準適合証明等（技適）を取得しなくても、届出により、最長180日間、Wi-Fi・LTE等を用いて新サービスの実験等を行うことができる特例制度を創設。
 - 法人・個人のいずれも届出可能、手数料なし。同じ規格・目的での単純再延長は不可（別の目的であれば再届出可能）。
 - 特例制度はあくまで実験等（科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査）の目的に限定。実サービスの提供には技適の取得等が必要。
 - 届出内容のイメージ：氏名・住所等の連絡先／実験等の目的／無線設備の規格／設置場所／運用開始予定日／相当基準適合の確認方法等。
 - Wi-Fi、Bluetoothなどの、技適を取得していれば免許不要となる規格・周波数帯について、条件に適合すれば届出により実験等が可能（改正電波法第4条の2第2項等）。対象とする標準規格等は総務大臣が告示で指定。
 - LTE、4G、5Gなどの携帯電話等に係る規格について、第一号包括免許人（携帯電話事業者等）が必要な許可を取得していれば、携帯電話事業者等との契約により実験等が可能（改正電波法第103条の6）。
- 2019年11月中下旬～年内に先行運用（書面）、2020年3月頃に本格運用（Web届出）開始見込み

特例により
可能となる
実験等の例

日本で未販売のスマートフォンを用いた、アプリの開発・保守のための実験等

日本で未販売の無線設備を用いたICTサービスについて日本での市場性を評価するための実験等

新製品開発の参考とするために、日本で未販売のスマートフォンやセンサー等を用いて行う実験等



ARグラス



ドローン



橋梁センサー



スマート
スピーカー



スマート
ウォッチ



水田センサー

対象規格 (相当技術基準)

① Wi-Fi、Bluetoothなどの、
技適を取得していれば免許不要と
なるもの：告示で指定

② LTE、4G、5Gなどの、
携帯電話等に係るもの

携帯電話事業者等の
第一号包括免許の範囲で
運用可能（条件を省令等で規定）

選定基準

- 具体的ニーズがある（＝特例を定める理由がある。具体的要望があったもの。）
- 日本に技術基準があり、規格書で当該技術基準に相当する項目を定めている（＝電波法第三章の技術基準に相当するといえる）
- 規格名称が明らか（＝該当する規格を明示的に指定可能）であり、規格書が入手可能である（＝適合性が客観的に判定できる）

今回の規定内容

周波数帯等		通称等	告示に記載するイメージ
(下記のもの)		法第三章の技術基準	法第三章に定める技術基準 ※無線従事者による確認のみ対象
等通小 信電 シカ ステ ーム タ	2.4/5GHz帯	Wi-Fi	国際電気通信連合無線通信部門の勧告M.1450-5に定める技術基準及び米国電気電子学会が定める規格のうち、次のいずれかのもの：IEEE802.11b/a/g/n/ac/ax（Draft 1.0からDraft 4.0まで。Draft 5.0策定、ax成立に際しては速やかに対応）
	2.4GHz帯	Bluetooth Zigbee	Bluetooth SIGが定める規格のうち、Bluetooth Core Specification Version 2.1からVersion 5.1までのいずれかのもの 米国電気電子学会が定める規格のうち、IEEE802.15.4
	60GHz帯	WiGig	国際電気通信連合無線通信部門の勧告M.1450-5に定める技術基準及び米国電気電子学会が定める規格のうち、IEEE802.11ad
特定 小電 力無 線局	920MHz帯	RFIDやLPWAのARIB準拠	一般社団法人電波産業会が定める規格のうち、ARIB STD-T107又はARIB STD-T108
		LoRa	LoRa Allianceが定める規格のうち、LoRaWAN AS923
		Sigfox	Sigfox S.A.が定める規格のうち、Sigfox RC3
		Z-Wave	国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告G.9959に定める技術基準
		Wi-SUN等	米国電気電子学会が定める規格のうち、IEEE802.15.4g
	ELTRES	欧州電気通信標準化機構が定める規格のうち、ETSI TS 103 357 Lfour family	
(60,)76,79GHz帯	ミリ波レーダー	欧州電気通信標準化機構が定める規格のうち、ETSI EN 302 264又はETSI EN 303 360	
デジタルコー ドレス電話	1.9GHz帯	sXGP	XGPフォーラムが定める規格のうち、A-GN6.00

- 特例の利用（Wi-Fi等での届出、LTE等での携帯電話事業者等との契約）にあたって、利用者は、利用したい端末が特例の対象となっている規格（相当技術基準）に適合することを自己責任で確認する必要がある。
- 確認方法は、【①外国の認証を受けた市販品を利用する場合向け】及び【②端末を開発するメーカーが自分で使用する場合向け】の2種類。

①外国の認証を受けた市販品を利用する場合向け

「相当技術基準に適合している旨」（規格名等）及び「外国の認証を受けている旨」（認証マーク等）を、機器本体、パッケージ、マニュアル等により確認する。



IEEE802.11ac
Bluetooth 5.1 ...



FCC ID:xxx-xxxxx



②端末を開発するメーカーが自分で利用する場合向け

無線従事者（一定以上の無線従事者資格※を有する者に限る）が、相当技術基準及び電波法第三章の技術基準に適合している旨を確認する。

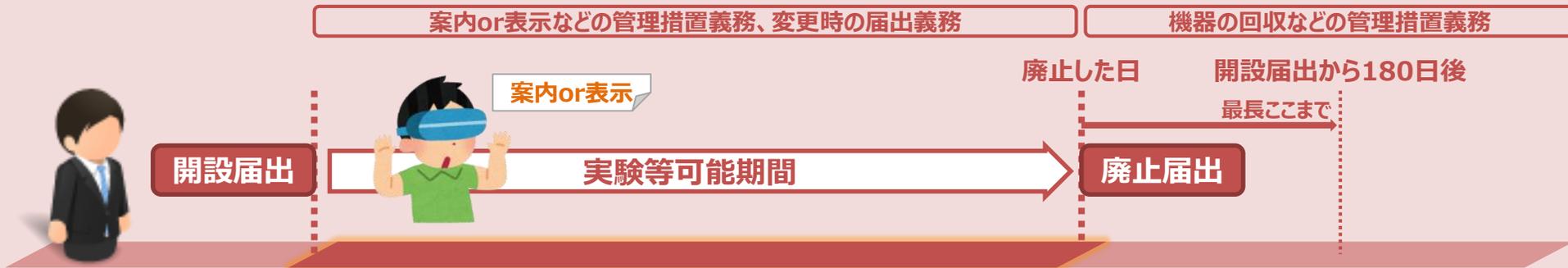


IEEE802.11ac
Bluetooth 5.1 ...
+ 電波法第三章の技術基準

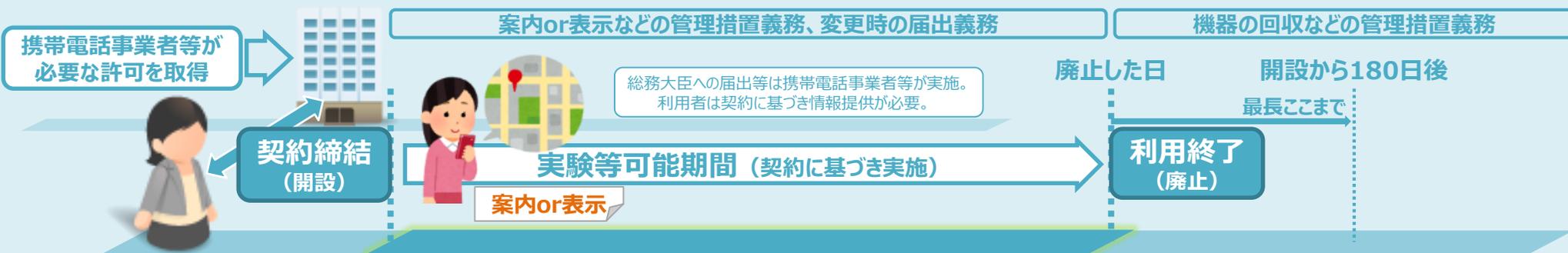
※第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、航空無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技術士又は第一級アマチュア無線技士

- Wi-Fi等については、利用者は総務大臣に届出を行うことで実験等が可能。
- LTE等については、携帯電話事業者等が必要な許可を取得していれば、利用者は携帯電話事業者等との契約により実験等が可能（総務大臣への届出は、携帯電話事業者等がまとめて行う）。
- 廃止（利用終了）時、変更時にも届出が必要。運用中・廃止後は管理措置の義務がある。
 - 運用中の管理措置の例：「法第三章に定める技術基準への適合が確認されておらず、法に定める特別な条件の下でのみ使用が認められており、当該条件に違反して当該無線設備を使用することは、法に定める罰則その他の措置の対象となる旨」の案内or表示など

①Wi-Fi等：Wi-Fi、Bluetoothなどの、技適を取得していれば免許不要となる規格のグループ



②LTE等：LTE、4G、5Gなどの、携帯電話等に係る規格のグループ



- 2019年11月中下旬～年内、先行運用を開始（特例の詳細条件を定める省令・告示等の準備が整い次第）
 - 先行運用では書面で届出（各総合通信局等で受付）
- 2020年3月頃、本格運用を開始（Web届出システムの準備が整い次第）
- LTE等の特例については、施行以降、携帯電話事業者等が必要な許可を取得次第運用開始

想定スケジュール



電波法施行規則等の一部を改正する省令案及び関係告示の改正・制定案に対する意見募集の結果と御意見に対する考え方
(令和元年8月23日～令和元年9月24日意見募集)

別紙

提出件数 17件 (法人 6件、個人 11件)
(順不同)

提出者	提出された意見	対応
一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会	<p>【該当箇所】 全般 電波法施行規則等の一部を改正する省令案及び関係告示の制定・改正案</p> <p>【意見】 製造機器メーカー等にとって実験等に用いる無線設備（無線LAN機器等）が適合表示無線設備でない場合であっても、我が国の技術基準に相当する技術基準に適合しているときは、一定の条件の下で、当該無線設備を使用する実験等無線局の開設及び運用を可能とする制度は、無線設備を市場投入前に認証費用等をかけずに市場性を評価するための実験が行え、使用者（ユーザ）に対し、より良いサービスが期待できることから、賛同いたします。</p>	<p>本案についての賛同の御意見として承ります。</p>
	<p>【該当箇所】 【別紙1】省令案（8から9頁） 第七章 [略] （法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合している無線設備に係る特例の手続） 第三十一条 法第四条の二第二項の規定による届出は、同項に定める事項を記載した届出書を総務大臣に提出して行うものとする。 以下 [略] 【意見】 本制度に対する適合性・有効性等確実に義務を確実に実施するため、総務大臣に提出する届出書の記載内容や、制度全般、届出・変更方法等の講習会等の開催を希望します。</p>	<p>御指摘を踏まえ、制度についての理解が深まるよう、周知等に努めてまいります。</p>

	<p>【該当箇所】</p> <p>【別紙2-1】告示案1（1から2頁）</p> <p>一 国際電気通信連合無線通信部門の勧告M.1450-5に定める技術基準及び米国電気電子学会が定める標準規格のうち、次のいずれかのもの</p> <p>【別紙2-7】告示案6（17から18頁）</p> <p>法第四条の二第二項の規定により法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>【意見】</p> <p>① 本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないと認められた場合は、その他の無線設備について拡大の検討をお願いします。</p> <p>② 本件には関係ありませんが、携帯電話端末も運用可能とした場合には、携帯電話端末の一部にはNFC機能が実装されます。NFCの一部には型式指定（誘導式読み書き通信設備）の高周波利用設備も実装があることから、NFCの使用についても検討をお願いします。</p> <p>③ 総務大臣が指定する技術基準ですが、民間規格団体の規格番号の記載があります。民間規格団体が規格改定を検討した場合には、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないと認められた場合には、法第四条の二第二項の規定により法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として検討をお願いします。</p>	<p>今後、実験等のニーズを踏まえ、法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する等の本制度の対象となり得る規格については、民間団体が策定する規格も含め、引き続き追加等を検討してまいります。また、NFCに関する御意見については、今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p>
	<p>【該当箇所】</p> <p>【別紙2-5】告示案4（9頁）</p> <p>イ 当該無線設備について、法第三章に定める技術基準への適合が確認されておらず、法に定める特別な条件の下でのみ使用が認められており、当該条件に違反して当該無線設備を使用することは、法に定める罰則その他の措置の対象となる旨の案内を、当該無線設備に表示すること。</p> <p>【意見】</p> <p>当該無線設備に表示について無線設備本体への表示とした場合、超小型モジュール等に、案内表示を行うには困難です。</p> <p>本体表示が困難なものは、操作説明書等への要件緩和をお願いします。</p>	<p>運用方法を定める告示案（電波法施行規則第六条の二の四の規定に基づき、同条に規定する総務大臣が別に告示する条件）中「一」の各号は、「無線局の無線設備が第四条の規定に違反して開設される無線局に使用されることのないよう」にする措置の例として示されている規定です。したがって、当該規定の趣旨を適切に達成できる方法であれば、無線設備本体への表示以外の措置も可能です。</p>
株式会社NTTドコモ	<p>本特例は、携帯電話産業全体で見た場合、技術開発の促進に繋がると考えられます。LTE等の既存セルラーシステムへの適用については、技適未取得端末による商用ネットワークへの干渉影響懸念の他、期限付きSIMカードの管理・回収等、WiFi等の免許不要システムへの適用とは異なる課題も考えられますので、許可の条件については十分な検討を行い明確化が図られることを希望致します。</p>	<p>本案についての賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、御指摘を踏まえ、今後、第一号包括免許人の御協力も頂きながら、総務大臣の許可の条件も含め、特例(LTE等)の適切な運用方法を検討してまいりたいと考えております。</p>

KDDI株式会社	<p>本改正案により、適合表示無線設備ではない小電力無線設備の実験等利用に関する特例の整備等がなされ、無線通信システムのよりよい普及・発展に寄与されることが期待されますが、電波の適正な利用の観点からも、本制度の趣旨を国民が理解し適正に運用するため、啓蒙活動等の実施を希望します。</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。 御指摘を踏まえ、制度についての理解が深まるよう、周知等に努めてまいります。</p>
ソフトバンク株式会社	<p>【該当箇所】 無線局免許手続規則の一部改正</p> <p>第二節 外国の無線局等の運用の許可手続 (外国の無線局等の運用の許可手続) 第三十条の二</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新たな無線局を用いた実験の制度を整備することは、イノベーション促進の観点からも有用であると考えます。 一方で、移動通信事業者は、安定的な電気通信サービスを利用者に提供するため、ネットワークの整備・保守の責務を負っています。 よって、本制度の運用にあたっては、実験等無線局の満たすべき要件や有事の対応等の諸条件等について、移動通信事業者がネットワークの安定性確保と品質維持を確実に担保可能となるよう、設定できるものと考えます。 	<p>本案についての賛同の御意見として承ります。 特例(LTE等)の運用に当たっては、既存の利用者やネットワークに悪影響を生じることのないよう、第一号包括免許人においても、必要な措置を講じて頂きたいと考えております。</p>
	<p>【該当箇所】 無線局免許手続規則の一部改正</p> <p>第七章 (法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合している無線設備に係る特例の手続) 第三十一条</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電波法第四条の二第二項の総務省令で定める無線局の運用においては、周波数帯の隣接・非隣接に関わらず、既存の無線局に影響を与えないことが大前提であると理解しています。 ついては、総務省殿が、上記の無線局が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合することを十分ご確認いただいた上で、既存の無線局に影響を与えないよう管理及び監督いただくことを要望します。 	<p>今回の制度改正で使用を可能とする無線局については、混信等他の無線局に障害を与えるおそれはほぼないものと考えておりますが、万が一障害が発生し、又はそのおそれがある場合には、障害防止・除去命令等を行うことにより、迅速に対応したいと考えております。</p>

	<p>【該当箇所】 その他 【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本制度では、免許不要局等と第一号包括免許にかかる実験等無線局とで、手続き等に差異があることから、利用者の制度理解を深め、誤りをなくすために、総務省殿が利用者へ広く周知を行うことを期待します。 	<p>御指摘を踏まえ、制度についての理解が深まるよう、周知等に努めてまいります。</p>
<p>楽天モバイル株式会社</p>	<p>【該当箇所】 本改正案全体 【意見】</p> <p>本改正案は、技術基準適合証明未取得の無線機器を用いた実証実験を日本国内においてタイムリーに実施することを可能とするものであり、イノベーションの促進に資するものと考えますので賛同します。</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>アルプスアルパイン株式会社</p>	<p>全般 電波法施行規則等の一部を改正する省令案及び関係告示の制定・改正案</p> <p>技適を取得していない無線設備を実験等の目的で使用可能とする今回の案に賛同いたします。 これにより、製造メーカーにとって開発のスピードが加速するだけでなく、これまで日本で開催されなかったBluetooth-SIGのUnPlugFestなど規格策定や新技術開発につながる重要な会合の国内開催も容易となりメリットがあると考えます。</p>	<p>本案についての賛同の御意見として承ります。</p>
	<p>【別紙2-3】総務省告示案 二 無線設備が相当技術基準及び法第三章に定める技術基準に適合している旨をイに掲げる資格を有する無線従事者が確認し・・・</p> <p>申請には資格を有する無線従事者（有資格者）が確認し、届け出を行わなければならないとなっていますが、有資格者に限定してしまうと特定者に負荷がかかってしまう為、海外の認証を取得している無線設備などは特に有資格者に限定せずに申請できる様に要件緩和の検討をお願いします。</p>	<p>御指摘の確認方法については、対象規格を定める告示案（電波法第四条の二第七項の規定に基づき、同条第二項の同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準）中「法第三章に定める技術基準」以外の規格であれば、確認方法を定める告示案（無線局免許手続規則第三十一条第二項第四号の規定に基づき、無線設備が法第四条の二第二項の法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合する事実の確認方法）の「一」または「二」のいずれかを選択することができるため、これらの規格については、無線従事者による確認でなくても、外国の認証マーク等により確認することができます。</p>

<p>個人</p>	<p>【別紙 2-6】告示案 6 の以下の記述は誤解を招く可能性があるので修正を要望する。</p> <p>現記述： 「七 Sigfox S. A. が定める標準規格のうち、Sigfox RC3」 要望記述： 「七 Sigfox S. A. が定める規格のうち、Sigfox RC3」</p> <p>修正要望の趣旨 一般に「標準規格」という言葉は、複数の団体・企業により標準化の作業がなされ、意見が集約された規格を意味する。(標準化作業を行う団体として、例えばIEEE、ETSI、Bluetoothなどが知られている。) 複数の団体・企業が関与して規格が定められることにより、規格の透明性、安定性、知財権の利用などが一定の条件で担保される。そこで標準規格であれば、ユーザは安心して使うことができる。</p> <p>ところがSigfox社の通信規格は、このような標準化過程を経ていない「独自規格」である。Sigfox社だけが独自に改変できる危険性を内在している。</p> <p>総務省告示資料には、IEEE、ETSI、Bluetoothなど、広く認知された標準化団体での規格と併記する形で、Sigfox社の規格を「標準規格」と記載している。これでは、Sigfox社の独自規格が、あたかもIEEEやETSIの標準規格と同等であるかのような誤認を与えかねない。総務省の告示資料には、独自規格を標準規格と誤認しないように、正確に記載することを要望する。</p>	<p>本案においては、「標準規格」の語を「規格」と異なる意味で使用する意図はありませんでしたが、御指摘の「規格」の方が用例が多く、一般的に用いられていることから、今回制定する告示については、用語の整理の際に、他の規格を含め、全体的に「規格」の語を用いるよう修正することを検討いたします。</p>
<p>個人</p>	<p>本電波法施行規則等の一部を改正する省令案及び関係告示の改正・制定案に賛同いたします。以下個別箇所についてコメントいたします。</p> <p>該当箇所：省令案第二条（無線局免許手続規則の一部改正） 意見：手続規則第三十条の二に実験等無線局の手続きが追記されましたが、ここは包括免許人が申請する内容の規定と理解しています。一方で実際に実験等を実施しようとする者がどのような手続きが必要か(あるいは必要ないのか)は記述されていませんが、明確化が必要と思われます。</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。 特例(LTE等)では、総務大臣の許可を得た第一号包括免許人が運用主体となって制度を運用することとなりますが、その具体的な方法については、許可の条件等により定めることとしております。運用の開始に当たっては具体的な手続の周知に努めてまいります。</p>

	<p>該当箇所：告示案 2（無線設備が法第四条の二第二項の法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合する事実の確認方法）</p> <p>意見：第二項口(4)に「当該無線設備の工事設計」とありますが、簡便な届出を可能にするために例えば実験試験局の工事設計書相当の内容や系統図などの添付書類までは必要とせず、「当該無線設備の工事設計が(3)の技術基準に適合することを確認した」旨の記述があれば届出が受理されることが望ましいと考えます。</p>	<p>特例(Wi-Fi等)では、万が一にも他の無線局への混信等の障害が発生しないよう、適切な措置が講じられるように、必要な情報を事前に届け出ることとしております。今回定める2通りの確認方法のうち、外国の認証マーク等により確認する場合については、当該認証に係る公表情報等から無線局の出力等を参照することができます。一方、御指摘の無線従事者が自己確認する場合は、メーカー等が自ら開発した端末に適用することを想定したのですが、前者の場合のような公表情報等が入手できないため、工事設計の記載を求めるものです。</p>
	<p>該当箇所：告示案 3（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実）</p> <p>意見：第三項に「二の各号に掲げる無線設備の規格」とありますが、これらは所謂 3G と 4G の規格と思われるが、実験等無線局の場合はメーカーが新製品の開発試作にこの特例を適用することが想定されるため、既に制度化済みの 5G の規格も加えて認められるようにすべきと考えます。</p> <p>以上</p>	<p>特例(LTE等)では、平成15年総務省告示第344号の改正案中「三」で規定されているとおり、既存の「二」の各号（1～9）の規格を対象としておりますが、当該各号には御指摘のような 5G の規格が含まれており、本特例の対象となります。</p>
個人	<p>>無線局免許手続規則</p> <p>31条の届出については、住民票の写しを提出させるのが適切であると考えられる。</p> <p>その際、無線機器については一度に複数のものを提出させる形でよく、また3ヶ月内の再提出などであれば同一の証明書を使う形として差し支えないのではないかと思われるが、実験等無線局で用いる機器については新しく使用する場合にはそれなりの身元についての情報提出を行わせるべきであるので、住民票の写しを提出させるようにされたい。（又はこれを個人番号・法人番号で代替する事も可能にしてよいと考えるが、とにかく、確実な個人又は法人代表者の把握がなされるようにされたい。）</p>	<p>特例(Wi-Fi等)では、他の無線局への混信等の障害を防ぐため、適切な措置が講じられるように、必要な情報を事前に届け出ることとしております。その趣旨と届出者等の利便性を考慮しつつ、本人確認の方法も含め、今後、具体的な運用方法を検討して参ります。</p>
個人	電波オークションの導入に関するご意見（6件）	<p>本案は、先般成立した改正電波法のうち、技適未取得機器を用いた実験等の特例制度の施行のための省令・告示を定めるものであり、周波数の割当ての方法とは直接の関係はございませんが、オークション制度については、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向を注視して参ります。</p>
個人	日本放送協会、そのほか放送行政に関するご意見（2件）	<p>本案に対する御意見ではありませんが、担当部署に情報提供致しました。</p>